

7 神医第1825号
令和7年12月19日

都市医師会長 殿

神奈川県医師会
会長 鈴木 紳一郎
(公印省略)

【重要】かかりつけ医機能報告制度について（第3報）

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

「かかりつけ医機能報告制度」に関する周知につきまして、ご協力賜り御礼申し上げます。

今回、第3報として、かかりつけ医機能報告をG-MIS（医療機関等情報支援システム）で報告するための操作マニュアルについて、別添のとおり情報提供いたします。

つきましては、貴会会員医療機関へご周知いただきますよう宜しくお願ひ申し上げます。

記

・かかりつけ医機能報告は、G-MIS（医療機関等情報支援システム）により報告を行うこととなっています。令和8年1月5日からG-MISの操作を行うことができます。報告期限は、2月27日までとなっています。

・別添のかかりつけ医機能報告マニュアル（医療機関用）（※G-MIS操作がまとめられています）は、県医師会ホームページに掲載します。

https://kanagawa-med.or.jp/medical_treatment/kakaritsukei/

ページ内「まずはこちらを確認 かかりつけ医機能報告マニュアル（医療機関用）」をご参照ください。



・マニュアル13ページに記載がありますが、かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度は内容が重複する部分があり、かかりつけ医機能報告制度から先に入力すると、内容の一部を医療機能情報提供制度の報告内容に取り込むことができる仕様となっています。作業の負担を減らすためには、かかりつけ医機能から先に報告作業をしてください。

・G-MIS（医療機関等情報支援システム）とは何か、G-MISの新規登録、ID・パスワードを忘れたなどの確認事項については、県医師会ホームページに、よくあるお問合せを掲載しましたので、併せてご確認いただきますようお願い申し上げます。

問合せ先
地域医療課 岩田
横浜市中区富士見町3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp